裁判手続等のIT化検討会 第2回 議事要旨

日 時:平成29年12月1日(金) 8:58~11:02 場 所:合同庁舎第8号館5階共用会議室A

- 1. 議事
 - (1)開 会
 - (2) 事務局説明
 - (3) 弁護士の業務におけるITの活用に関する現状と課題
 - (4)諸外国の裁判手続等のIT化の状況について
 - (5)自由討議
 - (6)閉会
- 2. 「裁判手続等のIT化検討会の開催」(資料1)、「裁判手続等のIT化」(資料2)に ついて内閣官房日本経済再生総合事務局より説明。
- 3. 弁護士の業務におけるITの活用に関する現状と課題について、日本弁護士連合会二川 事務次長と平岡委員より説明。
 - (1) 「弁護士のIT利用について」。日弁連二川事務次長より説明
 - 日弁連では、毎年、弁護士白書を発行している。本年度の特集で、弁護士の業務におけるITの活用に関する現状と課題を掲載する予定となっており、その前提として、全会員を対象としたアンケートを実施した。回答件数については785件で、実施期間は2017年8月10日から9月8日まで。弁護士業務におけるパソコン、タブレットあるいはスマートフォンなどのIT機器の利用状況については、ごく少数を除き、デスクトップパソコン、ノートパソコンのいずれかを利用していることがわかる。
 - 弁護士業務にどのようなITツールを導入しているかについては、スケジュール共有 ツールや登記情報提供サービスなど様々なツールを用いており、弁護士業務におい てもIT化がかなりの程度進んできていることがわかる。
 - また、実現していないものも含めて利用してみたいITサービスについて聞いたところ、「ウェブサイト等を通じた裁判所への電子データでの書面提出」や「訴訟記録のウェブサイト等を通じた閲覧」などについて7~8割程度は「利用してみたい」「どちらかといえば利用したい」という積極的な回答で、多くの弁護士が裁判手続のIT化に期待していることがうかがわれる。
 - 以上のアンケート結果から、裁判手続のユーザーである弁護士は、IT化しても十分 に対応可能であると考えられる。

- (2) 「弁護士の業務におけるITの活用に関する現状と課題」(資料3) について平岡 委員より説明。
- 弁護士から見た課題ということで、弁護士は合計人数が先週現在で3万7,680名おり、 最大の司法手続のユーザーであると言える。さらに、弁護士関与の訴訟数も6万 6,000件以上あり、ヘビーユーザーである。そういう立場から、どういった点が課題 かを整理した。
- 最初に概念整理ということで、e 裁判の3要素について掲げている。このe-Filing、e-Court、e-Case Managementが何を意味しているか法律等で定義としてされているというわけではないので、開発の目的や今後の状況に応じて変わっていくということを前提にしていただきたい。次のスライドで、e 裁判3要素の関係を示している。
- 課題1でe-Filingに関する課題をまとめた。まず、紙の問題点。印刷が非常に大量になっている、送付コストがかかる、保管コストもかかっているというようなことである(記載の数値は、たつき総合法律事務所での実績)。裁判所でも同じように、大量の紙の保管コストがかかっているであろうということや、紙資料ですのでバックアップをとれないということが非常に重要な問題と思われる。事件記録の唯一性も非常に効率化をそいでいるのではないかと思っている。①即時抗告等で記録が移動すると、その間、原裁判所のほうには記録がない状態があること、②合議の場合には同じ記録をみんなで使い回さないといけないこと、③支部に記録があるとそこまで行かないと見られないことの3点が課題であると思われる。デジタル記録を原本で取り扱うということがおそらく必須となってくると思うが、そのためには法整備が要るというような点も課題として考えられるのではないか。
- 次に、課題1-2として、単純ミスによる遅延が発生している。記載漏れや記載ミスにより受付で時間がかかったり、訴訟係属が遅れたりといったことが起きている。添付資料の準備についても、主張書面の準備は済んだのだけれども、うっかりしていて資格証明を取っていないとかで時間がかかる場合がある。自治体間情報連携のシステムが開始されているので、そういったものをうまく使えば、実際に紙に落とし込まなくても情報を見られるのではないか。
- 送達の問題。現在は郵便で送達している。当然時間がかかったりとか着かなかったりといった現象が発生。それをどのように解消していくか。韓国では事前包括同意制度を導入していて、事前に同意していれば電子送達ができる。仮に紙で送達せざるを得ないという場合でも、郵便局でウエブレターという制度があり、裁判所で印刷しなくても最寄りの郵便局で印刷して送るということで時間がかからない。これもデータだからできること。
- 被告が欠席することが多く、第1回口頭弁論期日がともすれば形式化している。これも事前包括同意制度などがあれば、第1回から期日調整をすることにより解消できる。

- 争点整理が一番時間がかかり、一番労力を使う。主張が複雑であったり証拠が多いと争点整理が難しい。必要な主張や証拠の提示がされず争点整理が進まない。こういうことがデジタル形式になれば検索や再利用が簡単にできるし、情報を切り分けてラベリングをすることにより、うまく整理していくことが簡単になるのではないかと期待。
- さらに、単に紙をデジタル化するだけではなくて、そのデジタル化によって得られる検索や再利用の可能性という特性をうまく生かし、特許庁の電子申請のように、 書面にタグをつけ情報の識別性を高めるというやり方と、入力する時点で情報をどんどん小分けにして入れ、それをうまく利用していく。大まかに2つのやり方がある、それらをどのように混ぜていくかということが問題かと思う。
- e-Courtの問題。 移動コスト等がかかるし、10分で終わるような期日でも前後の余裕を見ると1時間半程度は取っておかないと間に合わないので差し支えが起きてしまう。e-Courtになると傍聴をどうやるのかという問題もある。裁判官と当事者が離れているので、訴訟指揮権をどうやって行使するのかという問題も発生。特に外国にいるような人に対して行使する場合の問題もある。現状、既にテレビ会議システムは導入されているが、利用が進んでいないという実態があるので、その原因も探った上で導入していかないと使われないものになるリスクがあると考えている。当事者本人のe-Court参加をどうするか。
- e-Case Managementに関して。事件情報をどうやって共有するか。なかなか依頼者と の間で事件情報の共有が難しいところがあり、それをこのシステムでうまく解消で きればという期待がある。
- 手続間で情報参照に関しても、執行や上訴等の手続きになった場合に、一旦紙に落とし込んでそれを伝えるということを今しているわけだが、それももったいない話で、情報をそのまま流動化させればいい。
- 課題3-3で、判決の公開による予測可能性の担保が問題となる。これはe-Case Managementに含めるかどうか、いろいろな考え方があろうかと思うが、弁護士ニーズも高いところでもあり敢えて入れた。公開されている判決が少ないということから、予測可能性が担保されていないのではないかという問題がある。
- 仮名処理が問題となると思うが、昨今の自然言語処理技術等々を使えれば仮名処理 は比較的労力なくできるのではないか。
- 重要な問題としてデジタル・デバイドがある。参考情報として、シングルトラックとダブルトラックという考え方がある。デジタル化強制をする、しないということなのだが、当然、強制するとなると裁判を受ける権利を侵害するおそれがあるのでそれに対して当事者負担でデジタル化することプラス訴訟救助等による費用補助で補償を図っていくべきか。ダブルトラックについては、紙も選べるのでe裁判の普及がおくれてしまうということがあり得るので、それによりコストがふえてしまい

効率化も阻害される。それを防ぐためには裁判所負担でデジタル化をせざるを得ないところがあり、韓国などはそうしている。そうすると、かなり費用負担が大きくなる。どちらを選択するべきか。

- 参考資料として、どれぐらい国民に情報通信分野のシーズが浸透しているかという情報と、法律事務所においてどれぐらい普及しているかという情報を入れた。法律事務所のデータが古いので、現状ではどうなっているかという部分はあるが、少なくともこれよりは高まっているはず。
- セキュリティについては、なりすまし、改ざん、人為的なミス、外部攻撃等々の脅威がある。参考資料としてe-Taxの電子証明書利用を挙げた。公的個人認証に加えて民間サービスも活用している。
- 期日公開原則があり、記録閲覧も基本的に自由であるし、仮になりすまされて意図しない文書が出ても、期日において陳述しなければそれは正式な文書にならないので、セキュリティレベルをそんなに高くしなくていいのではないか。ただ、同時に、これらの原則ができた時代にはインターネットがなく、インターネットによる拡散性が非常に高まっているというところとの折り合いをどうつけていくかというところが考慮点。
- 最後に、IT化を適用する領域。これはIT化をどのように進めていくかという問題でもある。当然、早く一気にすべて実現したいという思いはある。ただ、一方で、費用がかかるし、利用者のリテラシーもついてこないのではないかというおそれもある。一遍に全部やるのはなかなか難しい。どういう視点で区分けをしていくかということで、問題点を3つ挙げた。
- 問題点1。e-Filing、e-Court、e-Case Managementをどういう順番でどう組み合わせていくかという視点。日本は電話による弁論準備をいち早く導入しているのでで、司法界には比較的e-Court的なものに対する親和性はある。e-Courtなどをある程度早目に進めていくということも1つあるか。
- 問題点2。e-Filingをタイプ分けしているが、どのように進めていてくかということで、韓国のような既存書面をそのままデジタル化していくというやり方がある一方で、入力フィールドを設けて、データを個別化して入れていってもらうというやり方がある。更に、既存書面に特許庁の申請のような形でタグを埋めていくようなやり方もある。これらをどのようにそれぞれの特性に合わせて進めていくのかということを考えないといけない。
- 問題点3。訴訟類型の問題で、3つの考え方として、①通常訴訟から始めるということと、②知財、家事、破産といった特定の訴訟類型からも始めていくという考え方と、③特定の国法上の裁判所・地裁から始めていくというパターンがある。参考情報として、韓国は、最初に特許法院で1年間導入し、その後、民事通常訴訟に全面導入し、特殊領域のほうに広げていったというやり方であった。

4. 諸外国の裁判手続等のIT化の状況について

- (1)「韓国における裁判手続等のIT化」(資料4)について平岡委員より説明。
- 韓国は日本と法体系が非常に似ているので、参考にしやすいのではないか。 韓国 における電子訴訟導入の背景・目的については、特に大統領制であり、二大政党制 で意思決定が速いため迅速に導入が進んだという側面は大きい。
- e-Filingについては、特許法院から導入がはじまった。なお、韓国の特許法院は審 決取消訴訟だけで、無効審判や著作権の訴訟などはない。対象が少ないところで始 めたということになる。
- 方法としては、書面や証拠を電子化して裁判所のサイトにアップロードする形で、 単純に既存の書面を電子化するだけという形をとっている。家事とか行政とか項目 分けをしてデータを入れられそうな訴訟類型も入っているが、これらも普通に申立 書をそのまま電子化して出しているだけというのが現状。
- 来年の1月からは、書面については単なるPDFにするだけではなく、テキストリーダブルなものにして出すことを義務付ける規則改定をするという情報があり、テキストをうまく使っていくという方向に移行してきていることは間違いない。
- 次に、1枚目の画面は、書面提出画面。主張書面を投入するところで、ここに手打ちで書くこともでき、添付ファイルで出すこともできるという形で、ほとんどの場合は添付ファイルを提出するのだと聞いている。提出できる書類はPDF、HWP、DOCなど。JPEGなどもあり、画面でそのままいうのもあり得るということ。ただ、今後はテキストリーダブルなものに限定されていくと思われる。
- 次の画面例は証拠提出画面。ここに証拠のPDF等を入れていく形。
- e-Court。ここはある意味、日本よりも進んでいない部分。テクノロジーコートという意味でのe-Courtはいろいろなところにあるが、ネットワーク経由でテレビ会議に期日参加するという趣旨のe-Courtはそんなには普及していない。ただ、これも特許法院で審理にテレビ会議を導入する動きを進めているという情報はあり、事務所から期日に参加できる形になっていくのではないか。したがって、日本も頑張って進めていかないといけないのではないか。
- e-Case Management。ポータルサイト形式で自分の関連する事件の情報を見られるという形になっていて、これは便利そうで使ってみたいという気持ちが弁護士としてはある。画面例が次に掲げられている。これは誰でもアクセスできるので、ぜひアクセスしていただきたい。
- 電子訴訟導入の効果は、ここに書かれているように、2015年で約60%が電子訴訟になっていること。効果として、1回口頭弁論期日までの所要期間が短くなったということだったり、上訴率が若干低下しているということがある。これは訴訟がより実質化したということかと思う。

- 裁判官、弁護士に聞くと、便利になったと一様に言っていて、口頭弁論なども実質化されて議論が活発になったというような意見もあった。デジタル・デバイドに関しては、同意強制ではないのだが、例外的に政府・自治体は強制されている。同意強制ではない部分の非効率性を裁判所の書記官がスキャンすることで裁判所内部ではシングルトラック化して補っているというのが韓国の現状で、裁判所のコストはかかる。逆に、若者向けというか、モバイルアプリも用意していて、パソコンがないような人でも訴訟遂行可能な状況になっている。
- 最後に、セキュリティへの配慮。なりすましや改ざん対策や外部攻撃対策が行われている。公認認証書が普及しており、こちらが非常に活用されている。

(2) 「シンガポール・アメリカにおける裁判手続等のIT化」(資料5) について杉本 委員より説明。

- 11月21日~25日まで、シンガポールとドイツに視察に行ったので、そのときのシンガポールで得た情報等を踏まえて本日御報告させていただきたい。まず、シンガポールについての裁判手続のIT化についてであるが、既にシンガポールではIT化が非常に充実し普及している。
- 1990年代は従来どおりの紙の書面を用いた裁判手続が行われていた。その後、書面が非常に大量になることからペーパーレス化を図りたいという目的の下、1998年に一番最初の電子システムであるElectronic Filing System (EFS) が構築された。そこから2012年までこのシステムが使われていたが、より進化した第二世代として、2013年からElectronic Litigation System(eLit)ができ、現在もこれが使われている。
- 最初の電子システムであるEFSがつくられた目的として、①ペーパーレス化を図り、 仕事の効率を上げ、審理時間も短縮する、②訴訟事件に関する情報を統合的に管理 する、③書面の提出をより迅速に行い、必要な情報を素早く検索できるようにする、 ④誤った書面の提出、書面の出し忘れといったミスを最小限にする、⑤同一事件の 記録に複数の人が同時にアクセスをできるようにする、等が挙げられていた
- EFSの使用によって、①シンガポールでは書面準備や申し立て、受領等が全て電子化した。②裁判記録の電子化によって、記録を保管するための物理的なスペースが大幅に削減できた。③EFSの利用によって裁判記録を円滑に提出することができるようになった。④シンガポールには判例検索等のデータベースとしてLawNetがあるが、これらを利用して素早く容易に裁判例等の検索をすることができるようになった。⑤SMSを利用してヒアリング期日、ヒアリング時間などの情報を受領することができ、時間の短縮にも資するようになった。⑥働き方改革の点では、裁判官が自宅で自分のパソコンで仕事ができるようになった。これらの点が、カルチャーの変化としてもたらされた。

- 2013年から現在まで使われているElectronic Litigation System (eLit) について。 eLitは非常に便利で、これを使うことによって①裁判所と弁護士間でメールの連絡ができる、② e -filingができる、③ e 事件管理ができる、④ビデオ会議ができる。 さらに、⑤自動録音ができたり、⑥統計データがその都度出せるようになっているなど、非常に便利なシステムが現在使われている。
- eLitを用いたe-Filingについて。eLitには、最初にログインして入らなければならないが、その際、まず一般の個人はシンガポール国民に配付されているマイナンバーのようなSingPassというものがあるので、このSingPassとパスワードを入力してログインをする。あるいは法人としてログインをしたいときには、CorpPassという法人用のパスを使用してログインする。申立ての内容ごとにプラットフォームがあるので、個別に情報を入力していくなどをして必要情報を記入していく。添付書面はPDF化したものをアップロードしていく。
- eLitには事前にバリスタとして登録されているシンガポール国内の法律事務所が事前に登録をされている。相手方の代理人を選ぶ際には、その登録されている法律事務所の一覧からプルダウンで法律事務所を選択し、代理人を選ぶ形で相手方代理人を特定するようになっている。
- 申立費用や手続費用などがそのつどかかるが、これは最初に弁護士としてeLitに登録する際に引落用の銀行口座も登録することになっており、その口座から自動的に手続費用等が引き落としされる。事件ごとにどれぐらいの費用がかかっているのかということも、その都度事件ごとに一覧で確認をすることができ、クライアントにもその費用等を容易に報告することができる。
- e事件管理について。裁判所も弁護士もeLitで情報を共有しており、事件記録も一括管理して共有することができる。スケジュール管理もeLitでされており、裁判所に対してヒアリングの期日を申し込む際もeLitからオンラインで申込む。
- 裁判官ごとにスケジュールが全て公開されており、その担当の裁判官の指定している期日を開くと何時に空いているかということがeLitからわかるようになっている。 ヒアリング期日等は、その空いている日時にeLitから申し込む。
- e-Courtについて。シンガポールでは自動録音の装置が法廷に既に備えられており、 そこで話されたことは自動録音される。録音されたデータは公的な裁判記録として 使用することができる。テレビ会議システムを使用したヒアリングも行われており、 非常に大きなスクリーンが完備されたIT法廷が幾つか完備されている。スクリーン 等が完備されていない法廷に対しては、移動式でそのようなモニターをすぐに設置 できるようなシステムがあり、そちらを利用している。開廷表も電子化されている。
- シンガポールの最高裁判所の法廷は、モニターとパソコンと完備されている。裁判 官の席では、複数のモニターで事件記録を見ながら審理をすることができる。

- ヒアリングの期日を予約していてもなかなかそのとおりに進まない場合もあるので、 最高裁判所には、裁判所に来たときに、担当裁判官に法律事務所名で予約のような 形で申し込みをしておくと、自分のヒアリングの2件前のヒアリングが始まった際 に、SMSで通知が携帯に届くようになっている。弁護士は、その間時間を有効利用で きる。
- シンガポールでの本人訴訟に対する対策について。民事裁判においては本人訴訟も可能だが、裁判所としては、現在シンガポールでは、原則的には、裁判に関する書類等は全てeLitを使って提出されているということを理由に、できるだけ弁護士を選任するようにと推奨している。本人訴訟で民事裁判を行う際には、書面を地方裁判所等のサービスビューローに持参して自分で費用を負担すればそれを電子化してもらうということが可能になるとサービスが提供されている。
- シンガポールにおける将来の裁判手続について。シンガポールは現在でも非常に便利なシステムを持っているが、将来、さらにこれを進化させようとしており、既に近い将来実現しようとしている。例として、Online Dispute Resolution (ODR) 構想を挙げている。
- ODR構想とは、オンラインで紛争解決を試みる構想である。さらに、ODR実現に資するものとして、Outcome Simulatorというシステムの構築も予定している。これは、ODR申立てをする前に、当事者が自分が求めようとしている損害賠償額がどれぐらい実現できるのかという算定を事前に予測できるように、これまでの裁判例のデータを分析して請求額の予測ができるというシミュレーターである。
- ODRの際にOutcome Simulatorを使いながらある程度の予測を立てて話し合いを行い、 自動システムを利用してオンラインで和解を行う(e-Settlement)ということを想 定している。その際に、自動システムの利用だけでは不十分な場合には裁判官やフ ァシリテーターに間に入ってもらうこともできるが、オンラインで紛争を解決して いくということが想定されている。
- ここで想定されている事件は、複雑性の少ない事件や自動車事故、少額訴訟や相続などである。
- そのほかにも、近い将来実現しようとしていることとして、例えば①国民が裁判手 続などに疑問がある場合に、回答してくれるAsk Justin、②弁護士の待ち時間の削 減や審理時間の短縮、海外に住んでいる当事者に対応できるように、積極的なビデ オ会議システムの利用や、ストリーミングの実施、③シンガポール国内に代理人が いなくともオンラインで口頭弁論を開催できるe-Trial、こういったことを近い将来、 実現させたいと想定されている。
- 次に、アメリカについて。アメリカも古くから裁判手続のIT化に取り組んできた国で、アメリカでは倒産手続のIT化からスタートした。1980年代に、各倒産裁判所で事件の一覧表を電子化したというところから始まった。それが徐々に事件記録の電

- 子化につながり、そして、PACERという裁判記録閲覧システムの構築につながった。
- 1990年代前半になると、e-Filing、手続の申立てを電子化する取組みが始まり、1996年にオハイオ州で大規模なアスベスト訴訟が起こった際に、CM/ECFという電子申立てのシステムが初めて利用された。
- その後、本格的にCm/ECFの構築が始まり、1997年後半からその導入が始まり、2004年からは全ての控訴裁判所で利用が開始されている。ただ、これは連邦裁判所の話で、連邦と州とでは違いがある。
- まず、CM/ECFという連邦裁判所が持っているe-Filingのシステムだが、これは連邦 裁判所に対する事件の申し立てや書面の提供を電子的に行うというシステムになっ ており、各裁判所でトレーニングなどを受講すると弁護士にログインアカウントが 作成される。2004年より、この利用が弁護士に強制されている。
- 一方で、州裁判所だが、州は連邦と違って予算の違いがあり、州ごとに異なるシステムを自分たちでつくって使用しているという現状。e-Filingができる対象事件も州によって異なっており、全ての裁判手続がIT化されているというわけではない。
- 事件管理に関して。これはやはり州と連邦で少し違っていて、連邦でも差があるようだが、裁判官ごとのヒアリングスケジュールを公表している裁判所もある。事件記録の管理はPACERでなされており、記録の提出が忘れられたり追加をする必要があるというときには、裁判所からメールで代理人に連絡が届くようになっている。
- 例えば連邦倒産裁判所のホームページでは、各倒産裁判官ごとのヒアリングのスケジュールが公開されている。
- アメリカの本人訴訟への対策。アメリカでは州と連邦で運用が違うようだが、本人 訴訟の場合は、紙での申立てが可能である。ただ、紙で申立てをする際も、各裁判 所が事前に用意しているフォーマットに記入をするという形で必要書面を用意して 裁判所に持っていくということになっている。申立て後、裁判所でそれらをスキャ ンして電子化している。
- 記録の閲覧について。アメリカではPACERと呼ばれるオンラインで裁判記録が閲覧できるシステムが古くから存在する。これは連邦裁判所のシステムで、連邦裁判所に係属している事件の記録が全て閲覧・ダウンロードできる。ただ、費用が必要で、ダウンロードする際には1ページ当たり10セント、1文書の料金上限が2ドル40セント。利害関係人だけではなく、これは一般人も、アメリカ国民以外でも閲覧する、あるいはダウンロードすることが可能である。
- アメリカは広く一般に裁判記録を公開している。有料であればダウンロードをする ことができるわけだが、これに対して、アメリカでは裁判記録は公の文書なので、 無料化すべきだとの声が古くからあった。それを受けて2009年から、アメリカでは プリンストン大学の情報センターから提供された技術を利用したRECAPプロジェク トが始まっている。これはある人がPACERにアクセスしてお金を払ってダウンロード

したデータをRECAPで共有するという仕組み。

- PACERは裁判記録を公文書だと称しているから、これに関してはダウンロードし、それを共有しても著作権の保護は及ばないのだということがRECAPの建前である。また、PACERは料金を支払わないダウンロード行為を禁じており、刑事罰の対象になると警告しているが、RECAPからのダウンロード行為は、PACERを使用しているわけではないので、それには抵触しないということになっている。RECAPからダウンロードしたものについては二次使用も特に禁止されていない。
- 最初はPACERにアクセス、そして、お金を払って誰かがダウンロードしなければいけないが、これをRECAPで共有する形にすると、ダウンロードが無料でできる仕組みである。これにより、多くの裁判記録をフリーでダウンロードすることができるが、誰かが最初にPACERからダウンロードしなければならないため、誰もダウンロードしていない記録はRECAPでは共有できない。
- このように、アメリカでは当事者以外にも広く裁判記録を公開しているというのが 非常に興味深い点である。

(3)「欧州における裁判のICT化」(資料6)について桐蔭横浜大学笠原教授より説明。

- 1カ月半ほど夏休みにサマーセミナーの講師として、それから学会に行くということでドイツに行ってきた。先日、出張にも同行し、ドイツで合計20人を超える弁護士、10人を超える裁判官と話をすることができた。EUの中でも裁判のIT化が実はドイツはおくれていたということに気がついた。先行するオーストリアあるいはスペインに行ってみたいと思っていたが、たまたまスペインのほうに縁があり、そちらを見てくることができた。ミュンヘン地方裁判所のIT化担当判事もドイツがおくれていることの危機感を今、持っているとのこと。日本の法制度、特に民事訴訟法はドイツ法が母法になっており非常に親しみやすいが、その母国のドイツでも長い時間をかけてもここまでしか進んでいないのかという残念な面もある。
- 事例報告。ドイツでは、2001年6月から「裁判所の手続における送達手続を改正する法律(送達法改正法)」が制定され、判決及び訴えの申立てをオンラインでできるようになっている。2005年になると「司法への電子情報形態の利用に関する法律(司法情報化法)」。これで民事訴訟法を改正し、電子記録ができるようになった。いつまでに電子化するのかを各州が明らかにせよという規定を民事訴訟法の中に設けていた。
- 2013年10月に「裁判所電子情報交換促進法(電子司法法)」で義務づけがなされている。遅くとも2022年までに送受信ともオンラインでできるようにしなければならないこと、さらには電子記録の義務化といったことがここで定められている。2017年7月、司法における電子文書の導入及び情報交換のさらなる促進のための法律もできている。

- ドイツ民事訴訟法の申立て。2001年6月と7月の法により、民事訴訟法上、訴えの 提起と判決の送達を電子化した。さらに電子文書を民法126条のaで「適格電子署名」 という特別な電子署名を規定している。
- 適格電子署名について。さらに、民事訴訟法上の効果についてスライドに簡単に書いておいた。
- 2005年に民事訴訟法の改正で、包括的な電子情報交換、e-Filingを可能にした。これは民事訴訟法298条のa。適格電子署名の付された電子文書の裁判所内の文書として認めること。閲覧や証拠力、参考等について訳出した。
- 電子文書の送信方法、民事訴訟法130条の a という形で規定がつくられている。電子文書と電子情報交換の130条の a 。裁判所との電子情報交換だが、電子文書によることができる。しなければならないという規定にはなっていない。簡易裁判所で本人訴訟がなされていることがあり、あくまでここではできるという規定になっている。安全な通信方法として、ドイツの場合は2001年にDe-Mailという形でつくった。これは外のプロバイダーを利用しており、より安全で確実な、なおかつ証明可能な形でのメールという形でつくられている。弁護士会でもネットワークをつくっている。なぜこんな2つもつくったのかミュンヘンの弁護士会で聞くと、全ての文書に電子署名をつけるのが面倒で普及のネックになっている。弁護士会のネットワークをつくることによって、ログインの際に本人認証したら、あとは電子署名が要らないという仕組みをつくった。これによって普及を目指しているとのこと。
- 民事訴訟法の130条のd。弁護士及び官庁に関しての利用義務化の規定が置かれている。電子的な申立ての義務化が規定されている。
- 2018年1月1日から全ての裁判所で電子情報交換を可能にするということ。2022年 1月1日から弁護士、官庁、公法上の法人がこれに対応しなければならないという 形で義務化が進められることになっている。
- 遠隔弁論の状態、裁判所のITの現状の聞き取り調査の結果を何枚かにまとめた。参 照頂きたい。
- 次に、スペイン。裁判所を見てきた結果。ARCONTEの実績というところで、スペイン の2,600法廷、全法廷の81%、434裁判所に既に導入されている。年間約150万公判が 記録されている。この記録だが、動画だけで訴訟記録をつくってしまい、文書をつくらない。
- 判決書きはどうするのかと聞くと、つくる場合もあるが、原則として判決書きもつくらないという。では、上訴はどうするのか、債務名義はどうするのかと立て続けにいろいろな質問をしたが、いや、別にそれが原本である必要はなく、原本は動画にしておいて、もし再利用が必要だったら文字認識、文字起こしをして文書をつくればいいだけで、あくまで原本は動画の記録であるという制度をつくっていた。
- ソリューション体系、法廷導入事例といった形で紹介している。

- 導入効果。600法廷、1日当たり2時間掛ける220日で時間にして26万4,000時間節約できている。26万4,000時間の工数を削減できているとのこと。
- (4) 「裁判手続等のIT化の国際比較」について、事務局より説明。

5. 自由討議

く質疑応答>

● 諸外国では訴訟の進行に伴うさまざまな手続が電子化されていることを御報告いただき、大変勉強になった。①民事訴訟における証拠書類自体、証拠それ自体も電子化して扱っているのか。②その際、もし電子化をしているとすれば、電子化する際に改ざん防止であったり証拠能力を担保したりするため、何か特別な仕掛けがされているのかお教えいただきたい。

○平岡委員

● 韓国については、資料4の4枚目に証拠提出画面が出ているが、ここにPDF等を投入 する形でやっており、改ざん防止については、韓国は公認認証書をその都度文書に つけて送るので、何らかの改ざんがあればそれによって判明するという仕組みで改 ざんを防ぐという形になっている。

○杉本委員

● シンガポールでは、先ほど紹介したeLitの中で証拠をアップロードする。アメリカ についても、全てCM/ECFの中で同じようにアップロードしているというように認識 をしている。

○笠原教授

● 裁判所の中の記録に関しては、民事訴訟法416条 a という条文があり、受け取った記録は電子の場合は電子署名をつけて、紙の場合はそれをスキャニングして電子化し、さらに裁判所の受け取ったという記載をつける。要は電子署名をつけるような形。全てにおいてドイツでは電子署名を使っている。従来型の実務をそのまま電子化しようとする対応で、これはスペインと全く好対照。

○川村参事官(内閣官房日本経済再生総合事務局)

- 補足。ドイツの記録だが、今年の7月に成立した法律で、刑事から記録の電子化を 義務づけるという法改正がなされたという話が連邦司法省からあり、ドイツでは民 事の記録ではなくて刑事の証拠から電子化を必要に迫られて始めたと聞いた。
- ①証人尋問あるいは当事者本人尋問については、やはり法廷でやっているのか。スペインなどは想像すると全部映像でそれを映せばいいという感じがあるが、それについて、いわゆる日本で想像するような従来型の裁判と違うところがあるのかどうか。②セキュリティの話について、それぞれ厳重にやろうとしているという各国の

状況だと思うが、何かセキュリティ関係で問題が生じているとかという指摘とかが あるのか、あるいは全然問題がなく回っているという調査結果であれば、そういっ たあたりを伺いたい。

○平岡委員

● 韓国はe-Courtがそれほど進んでおらず、尋問は対面方式で行われている。セキュリティ事故の実例について、韓国の裁判官に伺ったときには、大きな漏えい事故等が起きたことがないとのこと。ただ、システムが停止してしまったりといった可用性の部分でのセキュリティ事故というのは何度か起きたことがあるとのこと。

○杉本委員

- シンガポールでは、将来的には遠隔地にいるような当事者やシンガポール国内にいない代理人等と、ビデオ会議を利用して、オンラインで期日を開催することも想定されているが、現時点では尋問など大事な局面では、従来どおり対面方式で裁判所に来てやっているというように認識している。
- アメリカでも、ビデオ会議システムを積極的に使用しているとは聞かず、陪審制も あるので対面方式で審理しているのが主流だと思われる。
- セキュリティに関しては、シンガポールでは、ログインする際に、Sing PassあるいはCorp Passを入れてログインするが、最近それに加えてログインをした後に、認証用の数字をSMSが受信し、それを入力しないと最終的にログインできないというような二重のログインの対策がとられているようなので、ログインにはかなりセキュリティを高くしているようである。
- シンガポールでセキュリティ対策についてインタビューした際に言われたのは、情報の漏えいは、結局のところ人的なミスによって行われることが多いので、システム自体のセキュリティ対策は幾ら費用をかけても100%安全なものというのはなかなか難しいという点であった。シンガポールでは、弁護士会などを通して、どのような人的なミスを起こすと情報が漏えいしてしまうのかについて、セミナー等を開催するなど、弁護士に情報を提供することで情報漏えい等のミスを防ぐように試みをしているとのことである。
- アメリカでは、セキュリティ対策については定期的にメンテナンスしているようだが、アメリカでもシンガポールと同様に、情報漏えいにはかなり人的ミスに拠るところが多いので、そこに気をつけるよう伝えていると聞いている。、
- CM/ECFでは、特に倒産手続など、濫用的な手続の申立てはないのかと尋ねたところ、 弁護士はCM/ECFにログインすると、裁判所はどの弁護士がどのような申立て等を行ったのかを把握できるようになっているので、弁護士が仮に乱用的な申立てをする と、すぐにその弁護士のアカウントは停止され、CM/ECFにログインできなくなり、 その情報は全ての裁判所に通達される、ようになっているので、弁護士はそのよう な行為を行うと、結局自分の仕事に影響を与えることから、濫用的な申立て等はほ

とんどなされないとのことである。

○笠原教授

- テレビ会議システムによる弁論だが、民事訴訟法128条のaの部分に1項が当事者に 関して、2項が証拠に関してということで条文の規定がある。当事者に関しては、 当事者の同意が存在する場合は遠隔でテレビ会議システムができる。2項のほうは 証人に関して、許可が必要だが、できるようになっている。
- セキュリティに関して。これは大きく違うのが2005年に、南ニューヨーク地区破産 裁判所に行って、Electronic Filing System (EFS) をつくった裁判官と話をした。 連邦では未来永劫、電子署名を使う気はないと言われ、5人の弁護士他、参加者が 一斉にそんなセキュリティで大丈夫なのかと騒いだが、さんざん議論したあげく、 裁判は公開、訴訟資料も公開。何でそんなセキュリティが要るのだと言われた。た だ、ヨーロッパはこれと全く違うやり方をしており、訴訟資料は原則公開しない。 当事者には弁護士を通じて公開するが、一般公開ということはスペインにしてもド イツにしても考えていない。
- ネットワークのセキュリティという意味では、電子司法は実は電子行政、電子政府と一緒にほぼ同じ時期に法律を出して並行して進んでいる。電子情報の送信方法に関してはむしろ政府のマターだという考え方でやっており、裁判所が責任を持つ問題ではないという理解をしている。ミュンヘン地裁の担当裁判官と話したが、暗号化しているし、送信方法も暗号化しているから安全だと言われているだけで、それ以上、裁判官としては何も言いようがないのだという。裁判所の立場としては、そのインフラをつくる政府に任せるという形になっている。
- シンガポールについて、遠隔地の裁判にテレビ会議システムを使わないのだとする と、テレビ会議システムは何に使っているか。

○杉本委員

● 現在は、重要な審理の局面ではまだテレビ会議は使用されておらず、期日のスケジュール管理などに使っているようである。

○他の委員から

- シンガポールは国土が狭く、すぐに行けるので、余りテレビ会議を使うメリットが ないというのもあるかもしれない。
- ○川村参事官(内閣官房日本経済再生総合事務局)
- シンガポールに限らず、ドイツでも伺った話で、証人とかが外国にいる場合にテレビ会議を使おうという話があり、そういう遠隔地にいる人に裁判に参加してもらうためにテレビ会議を使おうということを試みたが、結局、ミュンヘンの地裁に行った際には、2人いた裁判官は2人ともテレビ会議をしたことがないということで、できる環境が法制上可能という段階、設備が存在・利用可能という段階、実際に実

施している段階という3段階でシチュエーションが違い、実態をつぶさにお伺いを してみないとわからないと感じている。

● 裁判書類の送達に関してご教示頂きたい。訴訟では訴状や判決文の送達がとりわけ 重要であると思う。何をもって送達とするのか、あるいは、いつをもって送達のと きとするのか、教えて頂きたい。これは、例えば上訴期間2週間の起算点を考える うえで重要になると思う。

○平岡委員

● 韓国においては、事前包括同意をすれば送達も電子的に可能だということで、ファイルを当事者が閲覧した時点で送達が完了したという取り扱いになっているということと、あと届いても見ない人がいるので、送達をしたときから1週間見なければ、それをもって強制的に送達完了という扱いにするという制度。

○杉本委員

- シンガポールについては、送達については、代理人が決まっていない場合は、やは り郵送で行われることが多いが、通常は裁判外で紛争解決を図り、最終的にどうし ても解決に至らない場合に裁判になることが多いので、その際には相手方の代理人 等も決まっていることが多いので、その場合は最初からeLitで電子的に送達がなさ れる。
- アメリカについては、まだ調査が不十分なところがあるが、最初のところでまだ代理人が決まっていないような場合もあるので、最初の部分は通常どおり紙で行われる場合もあると聞いた。

○笠原教授

● 弁護士強制が原則なもので、相手方、被告側の弁護士に行く、到達した時点。逆に裁判所では、130条の a で裁判所の組織、日本風に言うと裁判所の電子情報処理組織に記録されたときに到達したものとみなすという条文がある。簡易裁判所では、まだ弁護士強制でないところ、実際にはほとんど弁護士がつくが、日本の当事者訴訟のような場合に関しては、まだ議論の途中とであった。

<出席者からのコメント>

- さまざまな課題があり、諸外国のいろいろな状況があって、その中で一体、日本の 裁判手続においてどのようにIT化を進めていくのかというのは非常に難しい課題だ と感じた。
- この検討会には、非常に期待しているので、これからいろいろな御議論をなされる と思うが、ぜひIT化の方向に向けた課題に関する論点とその対応策を事務局の方で も順次整理していただいて、次回の検討会以降、議論を加速させていただきたい。

- 最初にお話しした課題がそれぞれあるので、それらを整理して、今後の議論の中で テーマ立てをはっきりさせた上で一個一個潰していくような形で、最終的に何かま とまったものができるといい。
- 弁護士として特に法曹でふだん実務にかかわっている者として、争点整理で一番時間を使っている部分があり、裁判官も同様だと思うので、その辺がうまくできるようなe-Filingのやり方というのを探求したいという気持ちは非常に強い。
- 第1回目と本日のここまでのところでいろいろなお立場の方がIT化に向けて期待しているところとか、各国の状況についての情報の提供をいただき大変参考になった。この検討会では来年の3月末に方向性の取りまとめをすることが目標になっていると理解しているが、次回以降については重要性の高い課題について、より具体的に詰めた議論をする必要があるのではないかと思う。次回の検討会からはIT化の方向性と課題に関する論点、あり得る対応策について記載された議論をする上でのたたき台になるような資料があると、ここでの議論がより生産的・効率的になるのではないかなと思っている。
- 裁判手続のIT化は、裁判手続に当然関することで、それはいや応なく民事訴訟の理論面(前回、言及があった口頭主義とか書面主義といったもの)と、実務面(送達、証拠調べ、弁論などのあり方)に大きく影響を与えることは当然。そういった理論面の問題や実務面の問題についての整理や検討が不可欠になるだろう。
- この検討会の議論を終えた後の段階かとは思うが、法曹実務家を中心として、そういった理論面とか実務面の課題の抽出とその対応の検討というのを速やかに始めるべきではないか。法務省として、何らかの考えがもしもあれば、この後、お聞かせいただきたい。
- きょう、いろいろうかがって、日本はそれほどおくれているわけではないのではないかと思った。民事訴訟法のOA化の規定はひとまず手始めにここから始めてみようという暫定的な規定で、それを経験した上でさらに広げるということが十分可能な規定になっている。
- 例えば、ファクシミリで、準備書面の原本や書証の写しも出せるようになっているが、これをファクスからファクスではなくて、ファクスから裁判所のコンピューターに送るようにすれば、PDF化あるいはテキスト化が可能となる。申立てをオンラインでできない人については、場合によればファクシミリによる申立てを認めることも考えられる。
- 今、ファクシミリで送信できる書面について、訴訟を開始したり終了させたりする というような重要な法律効果を生じるものは禁止されているが、これを解除すれば、 ファクシミリによる訴えの提起が可能となる。

- 電話会議に関しても、今は、一方の当事者は必ず裁判所に出てこなければいけない ことになっているが、これもやはり暫定的なもの。これまでの経験の上に立って、 両方とも出てこなくてもいいと規定をすることは可能。そして、裁判官室のパソコンのSkypeで両当事者と電話会議ができるというようなことになれば、必ずしも事前の期日指定がなくても随時電話会議で手続を行うこともできるようになる。
- 例えばきょう一日、和解について考えさせてください、あした裁判官、両当事者が 都合のつく時間に適宜電話会議による和解を入れてくださいというようなことも可 能になる。テレビ会議についても、証人尋問だけでなく、弁論ができるように規定 を変えるだけで対応できる。そういう意味では、ほかの国よりも進んでいる部分が ある。
- e-Filingについては、すでに、督促のオンラインシステムで記録が電子化されているので、その経験を踏まえてe-Filingを広げていくことになろう。確かにe-Filing、e-Case Managementについては、外国に遅れているところがあり、さらに検討しなければならないことが多いだろうが、決してそれほどおくれているとは思われない。
- 私は今ある手続の中でそれをさらに進めていくということを考えていただきたいと思っている。今ある手続をこれまでの経験を踏まえてより使いやすくするとともに、外国に比べて遅れているe-Filing、e-Case Management及びそれに伴う手続の整備を推し進めていっていただきたい。そうすれば、決してよその国の後追いをするのではなくて、日本が新しい時代の先端に立ったIT化ができるのではないかと思っている。
- 本日の質問事項については、引き続き調査をして有益な情報を御提供できるようにしたい。今回、視察に行った感想として、各国ともに、裁判手続のIT化に関する法律は整備されているものの、実務家たちのこれまでの運用やマインドを変えることに苦労していることを感じた。例えばドイツなども、法律は非常に整備されているが、現場レベルでは、今までずっとやってきた実務を変えたくないという弁護士ないし裁判官が非常に多く、そのマインドを変えるのが非常に大変だと聞いた。。
- 彼らのマインドを変えるために、例えばシンガポールでは法務省と弁護士会が協力して、ITになじみのない弁護士などにIT技術を使うとどれだけ実務が便利になるかということを一生懸命教えていると言っていた。ドイツでも司法省の方が熱心に言っていたのが、IT技術を使うことによって、仕事をする環境は非常に便利になるのだということを裁判所職員等にも実感してもらえるよう、例えば机を変えてみたり、小さなところからケアをしながらIT化を進めていくことが、最終的に実務家や職員のマインドを変えることにつながるのだということであった。日本でもIT化に伴って従来の実務を変更することについて、慣れない方や反対する方もおられると思うので、そうような点もサポートしていくようなことが今後必要になってくるのでは

ないかと感じた。

- 前回、できるだけ電子情報を原本にするようにすべきではないかと言ったが、制度 としてはそちらの方向で考えるということについての非常に参考になる諸外国の状 況がわかり、大変有意義な機会となった。
- セキュリティに関して、アメリカなどでは裁判の公開なのでということだが、私も 同感で、日本は裁判が公開で、一定の制限はあるが訴訟記録も誰でも閲覧できる。 そういう意味では、プライバシーとかの関係でいろいろと抵抗もあるところかもし れないが、法制度としては公開が原則であるので、過度に神経質になる必要はない のではないか。もちろん、余りいいかげんなことも言ってはいけないが、そもそも 公開だからという考え方には共感を覚えた。
- 証人尋問の話。日本では、この辺はある意味、法律上は進んでいるところで、実際はそうは余りなっていないが、日本でも証人尋問を必ずしも法廷でしなくてもいいといった方向は割と進めやすいのではないかと思う。法廷でやるか、今の遠隔地みたいに映像の送受信でやるかというのは、どちらかを原則にして、あとは例外、当事者が双方合意すれば例外の方法ができるというような制度も考えられるのではないか。
- 懸念のサイバー攻撃を受けたらどうするという問題だが、私が知り得る限りでは、 実は裁判所や裁判所システムがサイバー攻撃を受けて被害を受けるという事例は世界的にも余り承知をしていない。それは、原則的に公開になっているものにわざわざ攻撃をかけてもしようがないのが一因かもしれない。唯一、PACERに3年ほど前に大規模なサイバー攻撃がされたが、これはサービスをとめてしまうことを目的とするDoS攻撃であったというように聞いており、中の情報漏えいを目的とするものではなかったと聞いている。
- 裁判の過程においてさまざまなレベルの膨大な書面、書類が飛び交っている。その中で、単なる手続的なものであり進行に関する事務連絡的なレベルのものと、まさに裁判そのものの帰趨を決する証拠としての性質を強く有するものとは、レベルを分けて考えてもよいと思う。その証拠としてのものということになると、紙を単にPDFに変換するだけでよいのか。そこは電子署名あるいはタイムスタンプその他、真正性や原本性を何らかの形で担保し、しかもそこに改ざんがないということを何からの形で担保できる仕組みを入れる必要もあると思う。ただ、デジタル・フォレンジックその他で既存の技術があり、さほど技術的には難しい問題ではないようにも感じている。
- ここ数年、訴訟による解決が必ずしも適切ではないような訴訟が増えている実感が

ある。訴訟手続あるいは弁護士が身近なものになったと前向きに評価することもできる一方、被告とされる側の利益も考えると、訴訟手続のIT化によって訴訟をより身近にすることと同時並行で、安易な訴訟提起を回避するための対策は必要であろう。

- e-Filingとe-Case Managementへアクセスする者の本人確認や権限確認についてコメントさせて頂きたい。法人においては、その規模によっては、所属部署や職責・職位に応じた権限設定が必要になろう。一例としては、e-Case Managementシステムには法務部門のスタッフ全員がアクセスできるが、e-Filingシステムを通じてファイリングする権限を有するのは一定の役職者以上のみ、というような設定である。
- 本人訴訟の対応として各国いろいろあるということで、同意が必要であるとか、紙で提出してそれに対してサポートをするというようなケースもあるということを知った。
- 弁護士が選任されないケースがまれであるというような国や、スペインなどは動画 を原本とするなど、非常に国民性の違いがある。やはり日本の国民性とこれまでの 成り立ちなどを考慮していかないと国民の納得はいかないのではないか。
- 前回、消費者から見た裁判ということで課題として話したとおり、消費者裁判に関しては、弁護士委任ということのハードルが高い。そこにつなぐためのサポートをどういうようにするかというところの整備がなければ、弁護士委任というところも広がらないし、広く一般の方に対するメリットというものが享受しにくいのではないかと思う。また、そういうことを踏まえて、その上でIT化におけるメリットというものを考えると、特定のケースなのではないかというように思う。
- まず適格消費者団体における特定適格の訴訟の第二段階における債権届のケースというのはメリットがあると思うし、少額訴訟とか簡易裁判所などの定型的な形式を既につくられているようなものについてもメリットがあるかと思う。このようなものについては、スマホやタブレットなどで、ウエブ上でチェックしながら提出するということについては可能ではないか。
- さらに、テレビ会議システムに関して。現状、既にあるものがなぜ使われていないのかというところの原因を明らかにする必要があるのではないかと思う。これに関しては、セキュリティにがまずは前提だとは思うが、高齢者であるとか障害者であるとか、本人訴訟、証人ということも含めて、そういうような方については非常にメリットがあるというように思う。しかし、やはりこの場合も困難な論点がたくさんあるとか状況を把握しなくてはいけないというような場合については手当てが必要なので、その辺のことをどういうように配慮するかというところは重要ではないかと考えている。
- 公開するということの意味合い。公開は前提であるということだが、駅前の掲示板

で公開するのとサイト上で公開するということの意味は全く違っていて、拡散の度 合いが全然違うので、やはりその辺は配慮していただきたい。

- 動画利用の促進が欠けている。スペインみたいにやるべきとまではは言わないが、 動画の記録。証人尋問だと裁判の証人尋問の中で例えば視線が逃げたとか言いよど んだとか、そういった記録が文字化すると消えてしまう。もう少し動画利用が進ん でもいいのではないか。
- 技術革新が非常にITの場合、早いので、今回、予算をつけてできたとしても、すぐ その瞬間から陳腐化が始まってしまう。できればアメリカ式に裁判所を巻き込んだ 形での研究施設あるいは最低限情報共有の場ができ上がればと考えている。それが ない限り、今回IT化してもその瞬間からもう陳腐化が始まってしまう。

○藤田参事官(法務省大臣官房司法法制部)

- 御質問いただいたことの回答と、それに付加して一言コメント申し上げる。
- 法務省としての対応についての御質問で、我々としては、この検討会において、利用者目線でITによる効率化等の可能性を御議論いただいていることは本当に重要なことと認識している。ITを用いた裁判を実現するということになると、先ほど御指摘があったような民事訴訟の理論的あるいは実務的検討と整理がもちろん必要になるわけで、その際には、制度を所管する立場から訴訟の手続、手順に従って仔細に検討する必要があると考えている。やはり、そこには相応のハードルがあり、トライアルのようなものも必要になってくる。その前提で、この検討会では、例えば、これまでにも少し議論が出ているが、IT化に当たって紙媒体を併存させるかという点や、情報セキュリティのあり方についてどう考えるのかといったような基本的な論点について、明確な方向づけを検討していただくのが望ましい。そのような方向づけをしていただければ、我々、実務サイドにいる者としても、それを踏まえてしっかりした検討や準備を進めていきたいと考えている。
- 御議論いただくに当たってお願いがある。事務局から今回お配りいただいている資料1を拝見した。これは事務局で直前に独自に作成した資料ということで、内容については意見を申し上げる立場にないが、裁判のIT化には、幅広い観点から様々な御意見、御要望が出る。それを検討・実現するに当たっては、重要度、優先度という議論が大事で、どういった内容に重きを置いてIT化を図るべきかという御議論をぜひお願いしたい。また、議論に当たっては透明性を確保することも重要と考えている。
- その点で事務局に質問だが、資料1の10ページ以下には企業の声ということで事務 局でヒアリングをしていただいたところがある。この議論は非常に関心も高いため、 ここでいうヒアリングに当たってはどのようなジャンルの企業にどの程度ヒアリン

グをされたかということも情報として御教示いただきたい。

○内野参事官(法務省民事局)

● やはりニーズ本位でどうあるべきかというところの実質が重要。その隘路がどこに あるかというのは、むしろどうあるべきかという議論の次に出てくる話かと思う。 ぜひそういった司法手続としてどうあるべきかという実質の部分を御議論いただい て、そして、隘路が法律の問題なのか、運用の問題なのかというところが課題とな ってくるかと思われる。

○川村参事官(内閣官房日本経済再生総合事務局)

- 先ほど法務省から御指摘いただいた重要度、優先度、透明性、全く同感である。この点、事務局としても、それについて配慮しながら対応するのは当然のことだと思っている。
- 今回のヒアリングだが、企業の声をいかに拾うかということについて、非常に苦労 があったということをまず申し添えたい。
- その上で、実際に聞きに行くとあれこれ出てくるというところで、日常化している ものについて声を聞くということの難しさがあった中でようやく出てきたものがこ ういうものだという前提で御理解をいただきたい。
- 具体的にどのようなところかというと、建設業や食品製造業の大手企業、金融機関など数社から聞けた程度のもので、御指摘のとおり、ごく一部のあくまでも参考例にすぎないというようには承知している。これが絶対的なものであるとは当然思っておらず、考えるきっかけとしてぜひお使いいただければと考えている。

○山本座長

- 本日の皆様の御報告あるいは御意見を承り、大体、ある意味共通したことを言われたのかと思うが、前回、ニーズの点についていろいろ出していただき、先ほど事務局のほうからさらに企業についてもニーズを伺った。確かに、日本での訴訟制度の利用の状況からすると、具体的にこうしてくれというのがなかなか利用者サイドから出づらいところがあるという部分はあるのかとは思うが、諸外国の状況等を見ても間違いなく利用者の利便につながっていくところがあることはもう否定ができないと思う。どういう隘路があって、そこをどういうように乗り越えていくのかというところが恐らく議論の中心。
- 先ほどなぜテレビ会議が使われないのか。せっかく制度としてはつくったのに、証 人尋問については自分の近くの裁判所に出ていかないといけないというところは1 つあるわけだが、その後、平成15年の改正だと思うが、鑑定人の質問については必 ずしも裁判所に出ていかなくてもできるような、これは医者の鑑定人を念頭に置い

て、病院はテレビ会議システムがあるだろうからというようなことも考慮して、それとは違うシステムを置いたことがあって、そういうようなことを広げていくとか、いろいろ隘路に応じて、それにどう対応する法律上の問題なのか、運用上の問題なのかということを対応していくということを考えていくという段階があるのだろうと思う。

● まず、この検討会ではどこに隘路があって、そこを乗り越えていく道を探っていく。 その手がかりというか、そこの議論がこれからできればいいなというように私自身 としても思っているところ。

(以上)